

令和4年度第2回鹿児島市子ども・子育て会議

令和4年度第1回鹿児島市子ども・子育て会議教育・保育部会 会議概要

【開催日時】

令和4年11月22日（火） 14:00～15:55

【開催場所】

鹿児島市役所本館2階 講堂

【出席者】

○委員 18名

前原会長、根路銘副会長、平嶋委員、國分委員、永田委員、西牟田委員、横山委員、
宇都委員、青木委員、楢松委員、上稲葉委員、潟山委員、米山委員、内村委員、原田委員、
若松委員、田淵委員、福迫委員

○鹿児島市

こども未来局次長、こども政策課長、保育幼稚園課長、待機児童緊急対策室長、谷山・福祉課
長ほか事務局職員

【会次第】

1 開 会

2 教育・保育部会 会長、副会長互選

3 議 事

(1) 第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の取組状況及び見直し

4 その他

5 閉 会

【会議の内容】

1. 開 会

2. 教育・保育部会 会長、副会長互選

会長に平嶋委員、副会長に前原委員を選出。

3. 議事

(1) 第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の取組状況及び見直し

(会 長)

議事(1)について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料をもとに説明

(委員)

待機児童の定義について教えてほしい。鹿児島市が他都市と比べて定義が違う部分があるのか。

(事務局)

国が示す「保育所等利用待機児童数調査要領」に基づき、保留児童から、育児休業を延長し復職を希望しない者、求職活動を停止した者、特定の保育所等を希望する者、等を除いた数を算定し、待機児童数を算出している。

(委員)

1号認定の教育ニーズという表現が分かりにくい部分もあると思うが、保育所や幼稚園のそれぞれ特性や利用時間を合わせて説明していただければ、もう少し理解が深まると思われる。

(事務局)

幼稚園や認定こども園の教育利用においては、1号認定を受けて4時間程度利用をされる。その対比として、保育所等については、保護者が就労しているなど、保育の必要性が認定された場合に0～2歳児は3号認定、3歳児以上は2号認定という形で、大体朝7時から夕方6時の間の利用となる。

また、1号認定の方の中でも、4時間程度の教育利用の後に一時預かりというサービスを利用される方もいる。教育・保育無償化の開始で、保育の必要性が認定されている場合、3歳児以上の保育所等及び幼稚園等の利用は無償化の対象で、加えて一時預かりの利用についても対象となっている。この一時預かりの無償の部分の認定が、いわゆる新2号と呼ばれる。

(委員)

潜在・県外保育士就職奨励金や保育士等奨学金返済補助事業などにより、保育士等の人材確保や処遇改善を図るとされているが、これ以外に保育士等を確保する施策はあるのか。保育士が足りない要因として、給与の低さがあると思うが、市独自でその部分についてはどういった考えがあるか。また、国の施策で保育士の給与を9千円アップするというものがあったが、知人の保育士に話を聞くと、どのくらい給与が上がるかは園の方針によるとのことらしい。なぜ園の裁量が認められているのかということについてもお聞かせいただきたい。

もう1点、確保方策については、企業主導型の保育施設は含まれていないという認識でよろしいか。

認可の保育所に入所できず、企業主導型を利用している方は周りにも結構多くいて、その中で、所得によっては、企業主導型の方が安いという場合もあるようで、積極的に企業主導型を選んでいるとのことだった。そのバランスについては、どのように考えているか。

(事務局)

保育士確保については、潜在保育士就職奨励金などのほかに、今年度から開始した保育士等奨学金返済補助事業、その前では宿舍の借り上げに対する補助、給与の面でいうと、国の基準に基づいて処遇改善を行っている。お話にあった、こういった方々を対象に処遇改善を行うかということについては、国の制度として、各施設が判断することとなっているので、制度の中で、市としては各施設の計画書及び実績によって、どのように処遇改善が図られたかということを確認する形となっている。

無償化の対象ではない0～2歳児の認可保育所等の保育料については、保護者の所得に応じて変わってくる。一方で企業主導型の保育料は施設で一律のため、所得が高い方は企業主導型の方が負担が少ない場合もある。

一定所得までは、認可保育所を利用した方が保育料が安いということもあって、市では企業主導型も含めて、認可外保育施設を利用した場合に、認可外の平均保育料と認可の想定保育料の差額について、保育料の一部を助成している。9月補正において、令和5年度の1月分の保育料から、助成割合を1/2から3/4に引き上げている。

(事務局)

企業主導型保育施設については、企業の枠のほかに、地域枠といって一般の方が入れる枠があり、地域枠については確保方策に含まれている。

(委員)

先ほどの委員への説明について、現場の委員として少し補足させていただきたい。処遇改善については9千円という数字が1人歩きしてしまった感じがある。実際に園に入ってくるお金は、利用児童数で決められるため、保育士が何人働いているかは関係なく、その中で皆に配分しなければならないというところで各施設に任されている。ちなみに園長はもらえない。9千円が1人歩きしているが、基本は3%の処遇改善という考えの下で、フルタイムの人パートの人それぞれの就労時間で計算する施設もあると思われる。処遇改善の補助金を、誰に支給したかという報告書は各自自治体に提出するので、別の用途に消えるとかではなく、必ず人件費として支払われている。配分する対象が多ければ、1人当たりの金額は少なくなるが、その場合は働く上でのゆとりという効果があるかもしれない。

(委員)

医療機関の立場からすると、保育所は子どもの保育だけでなく、安全保護という立ち位置になっている。保護者が育児困難な時など、緊急的に保育所の利用をお願いする場合があるが、待機児童が多い中でも利用できる施設が決まっていたので、大変ありがたく思っている。

看護師等が職場復帰する際に、保育所が空いていないということをよく聞いている。また、保育所を利用できる時間が短いと、それに合わせた時短勤務ということになるため、認定こども園への移行によって、長く保育を受けさせてもらえるという意味では、就労する保護者にとっては、画期的な施策と思う。

病児保育について、保育所の利用ができず就労を諦める実態がある。定員を増やしてい

く中で、病児保育への支援というものがあれば教えてほしい。

(事務局)

病児保育については医療機関に委託をして、現在9機関で行っている。10月より病児保育の利用申込や空き状況の確認をスマホなどから行えるシステムを導入した。

(委員)

第二期以降で8施設が認定こども園に移行しているとのことだが、全体ではいくつ施設があるのか。また保育士不足との声をよく聞く。これは是非解消してほしいと思っており、今までどのような対策をしてきたか、今後どのような対策を考えているか教えてほしい。

(事務局)

令和4年4月時点で、幼保連携型認定こども園が47施設、幼稚園型認定こども園が13施設。公立保育所が11施設。私立保育所が110施設。施設型給付を受けている幼稚園が9施設。私学助成の幼稚園が11施設。公立幼稚園が4施設。

保育士確保のこれまでの取組としては、平成28年度に保育士・保育所支援センターの設置、令和2年度に保育士等の配置特例の実施、3年度から保育士資格取得支援の実施、4年度から奨学金補助の実施、9月補正では潜在・県外保育士就職奨励金を実施している。また、継続的に就労いただくために、宿舍借り上げへの補助や、業務効率化のためICTの導入といった施策を元年度・2年度に実施している。さらに、障害児の受け入れや週休2日制の体制の促進のため、国の基準に加えて市としても補助を行っている。

(委員)

子育て支援センターで相談業務を担ってきて、保育士の相談を受けることも多かった。若い保育士からは、待機児童よりも保護者対応やスキルについての相談が多かった。そういった相談への体制として、支援センターが充実していくといいなと思っている。

また、保護者の方からは、保育所に入ってから子どもへの対応について、保育士の方々も忙しそうでなかなか直接話をするのが憚られるという相談も受けていた。双方のコミュニケーションがもう少し上手くいくと、そのような相談も解決するのかなと思う。

(事務局)

保育士・保育所支援センターは、仕事を探す人のほか、相談をしたいという人にも対応をしているので、引き続き充実に取り組んでまいりたい。また、保育士等のスキルアップについては、保育園協会や幼稚園協会の研修への助成もさせていただいている。業務の忙しさの部分では、ICTの導入への補助によって、業務負担の軽減が図ることで、コミュニケーションの時間の確保などに繋がっていくのかなということで、実施をしたところ。

(委員)

私は以前はずっと幼稚園に勤めていて2年ほどブランクがあったが、10月から企業主導型保育施設で働き始めたところ。子ども達の様子は変わらないが、保護者については遠くから子どもを預けに来て、その後自分の職場に向かったりと様々な送迎の様子を見る機会がある。いろいろな課題があって現実的ではないのかもしれないが、流山市(千葉県)のバス送迎のような仕組みができて、保護者が安心して仕事も子育てもできる、子育てをしたいと言える鹿児島市になってくれればいいなと思っている。

また、幼稚園の先生は保育教諭と言い、名前は違うが、一時預かりなども含め、保育士と変わらず、子ども関わっているということ、頑張っているということを知ってもらえたらと思っている。

(委員)

今回、量の見込みに対しての確保方策の修正が必要になったことについては、2号の保育が必要な子、及び3号のうち1～2歳の、おそらく就労に復帰しようとする保護者の方々の子どもの預け先が無いので、この部分を確保するという考え方でよろしいか。

(事務局)

従来の考え方との違いとしては、従来は各認定区分の需要と受け皿の差について合算した数字で考えていたものを、0歳児が年度末にかけて需要が増えるという実態も踏まえて、各認定区分ごとの不足数を積み上げることとした。

(委員)

区分を分けたことによって、仕事復帰したい保護者の方々の預け先の不足数が反映されているものと理解している。

また、見直しの理由として記載されている保育利用率について、共働き世帯が増加している中で、今後の需要予測のためにも重要となるが、推移としてはどうなっているか。

(事務局)

見直し後の確保する数については、地区ごとに過去の推移を基にした保育利用率を乗じて算出している。

市全体の保育利用率は元年度：42.9%、3年度：44.8%、4年度：45.0%

それに対して、待機児童増の要因となった谷山地区の保育利用率は

元年度：44.6%、3年度：49.2%、4年度：50.4%となっている。

各区域で差はあるが、全体として利用率は上昇していると考えている。補足すると、就学前児童数は減少しているが、利用率が上昇しているため、今回の見直しの数字になっていると理解いただければ。

(会長)

各区域ごとに、保育利用率の過去の実績や今後の見込の記載があるとより分かりやすくなると思われる。仰る通り、就学前児童数が減少しているが、共働き世帯の増加により利用率が増加すればニーズは上がるという部分がある。

(委員)

第1回会議において、量の見込や確保方策などの基礎となる数字について、現実に合わせていなければ計画を立てられないと意見をしたところだが、さっそく担当課において調査が行われ、各施設の実態を踏まえた数字に修正されたものと理解している。また確保必要数についても0歳児の特性を踏まえ、各認定区分ごとにそれぞれ算出するという見直しをしていただき感謝している。この数字の作成だけでも大きな作業量だと思われるし、それに加え、国がコロナ対応や処遇改善に関して補助を新設し、施設としてはありがたいところだが、事務方は作業に追われて大変なのだろうと思う。

質問になるが、認定こども園への移行が全市域で可能になるということでありがたいところだが、需給バランスも考慮するという文言もある。資料によると、現在1号認定は量の見込みに対して受け皿は十分な数があるのだが、それを理由に認定こども園への移行が認められないということがあるか教えていただきたい。

(事務局)

幼保連携型認定こども園への移行については、基準を満たしていただくということは大前提だが、基本的にはそれが満たされていれば、1号認定の受け皿数の状況をもって制限

をするという事は考えていない。また、これまでは2・3号定員増の手法の1つとして、幼保連携型認定こども園への移行は、5区域のみに認めていたが、今回の見直しで区域制限を撤廃しようと考えている。

(会 長)

今後は受け皿が不足する区域に関して、今後どのような手法で確保していくかが中心となっていくと思われるが、今回示していただいた方針に基づいて推進して行ってほしい。併せて、保育の質の部分についても十分考えていただければと思う。

以上で議事を終了する。

4. その他

(会 長)

その他で委員の皆様から何かあるか。

(委員)

保育所等の入所に際して、保育士は加点されているが、看護師や調理師なども保育所の運営は必要のため、加点されるようにしていただければ。

(会 長)

現場からの意見として考えていただきたい。事務局から何かあるか。

(事務局)

本日の会議は都合により欠席の委員より、事前にご意見をいただいたので、この場で紹介させていただきたい。

今回の計画見直しについては、「確保必要数の対象区域を広げたこと、また全市域で幼保連携型認定こども園への移行を認めることについて歓迎しており、待機児童対策に資すると考える」と評価いただいた。

また、「2号（教育ニーズ）との表現については新2号という記載に変更しては」とのご意見をいただいたが、今回の見直しが第二期計画の中間見直しということで、これまでの経緯との整合性の観点から、これまでと同様の表現を使用することでご理解いただきたい。

2点目は、「認可外施設や居宅で保育を利用している保育のニーズも含めれば、さらに量の見込みは増加するのでは」とのご指摘をいただいた。これについては、居宅で保育をしている方を把握することは困難という部分がある。一方、認可外施設を利用している方については、市に認可保育所等の利用申込をしていただいた方については、保育ニーズとして量の見込みに含んでいるが、市を通さず、直接認可外施設等を利用している方々については含めていないという整理で、認可外施設の利用者については一定の数を見込んでいる形となっている。

最後に、「保育所等の整備による対応を図ると方針を示したが、増築や新設等の整備費への補助金の充実を図って欲しい」との要望をいただいた。この点については、しっかりと受け止め、今後の施策の参考とさせていただく。

(会 長)

本日の会議はこれで終了する。